

## 第25号議案

神戸市下水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市下水道条例の一部を改正する条例

神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第3項並びに第22条の4第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 神戸市下水道条例の規定に基づき施行日前から継続して下水道を使用させているもので施行日以後初めて神戸市下水道条例第16条第1項若しくは第2項又は第17条第1項の規定による認定（以下単に「認定」という。）をしたものに係るその認定に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市下水道条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(使用料の徴収)

第15条 略

2 使用料は、別表に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。

100分の110

3 使用者が、規則で定める水質の汚水を公共下水道に排除するときは、当該汚水の排除量1立方メートルにつき550円の範囲内で規則で定める額に100分の108を乗じて得た額を前項の使用料に加算する。ただし、汚水の排除量が規則で定める水量に満たないときは、この限りでない。

100分の110

4, 5 略

(占用料)

第22条の4 第22条の2の許可を受けた者(以下「占有者」という。)は、1メートル1年につき1,300円の範囲内において規則で定める額に100分の108を乗じて得た額の占用料を納付しなければならない。

100分の110

2, 3 略